

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA会社B支店に入社し、営業職として自動販売機（以下「自販機」という。）への飲料の補充、撤去等業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、仕事を開始して間もなく自販機へ飲料を補充しているときに右膝に痛みを感じたが我慢して仕事を続けた。その数日後、右膝をかばって仕事を行っていたところ、左膝にも痛みが生じ、更に同年〇月〇日には腰も痛みだし、同月〇日朝起床すると腰の痛みが悪化していたため、C整形外科に受診したところ、「腰部椎間板症、両変形性膝関節症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 業務上腰痛の業務起因性の判断については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき、本件疾病について検討する。なお、請求人は、「今回の発症について災害的な要素はない。」と申述しているところからも、災害性の原因によらない腰痛の認定基準に照らし検討する。

ア 腰部に負担のかかる業務内容について、請求人及び会社関係者の申述、関係資料等から、認定基準が定める判断要件と照らし検討すると、請求人が担当する自販機の新設・撤去や飲料の取り出し・補充の業務実態から腰部に一定の負担がかかることは否定できないが、請求人がサブ担当する自販機台数は、正規担当の半分以下であるとのD店長の申述もあることから、重量物の搬送現場は同僚らより限られており、腰部に過大な負荷があるとは認められない。また、腰部にとって極めて不自然な姿勢や長時間にわたって腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢で行う業務等はいずれも見られない。さらに、同種業務の同僚と比較しても、業務量や労働時間は多大なものといえる状況は認められない。

イ 医証についてみると、E医師は意見書において要旨、X線画像で、腰椎、両膝関節ともに変形を認め、腰は、作業の負荷によるとは言えないとする意見を述べている。また、F医師は鑑定書において要旨、腰椎の変形や椎間の

狭小化は今回発生したものではなく相当以前のものであると述べている。当審査会としても、両医師の意見を妥当なものと判断する。

- (2) 次に、両変形性膝関節症についてみると、E医師は、意見書において要旨、X線画像で、腰椎、両膝関節ともに変形を認める。発症時右膝、左膝次いで腰部の順で疼痛を生じているとの事だが、作業の負荷によるとは言えないと述べている。また、F医師は鑑定書において要旨、「両変形性膝関節症は、加齢、長期の関節への負担で生じ、日常生活習慣も関係する。また高齢者での発生が大変多く、業務上とするには積極的理由（例えば飛び降りる動作を繰り返す動作など）がないと、多くの非業務性の変形性関節症も業務上にする事態となる。今回の業務にはそのような積極的理由となる作業負荷は認められない。」と述べている。

当審査会においても、請求人の主張を踏まえ、会社関係者の申述、症状経過、X線画像、医証等を精査検討したが、両医師の意見を妥当と判断する。

- (3) 以上を総合すると、請求人の本件疾病は業務に起因して発症したものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。